



広報さつま

— ひと・まち・自然 みんなで紡ぐ さつま町 —

令和6年6月6日：第4版

【お知らせ版①】

発行：さつま町役場 総務課 秘書広報係

電話：(0996)24-8919

農業委員会 農地係から

注意 農地の転用には事前に許可が必要です

農地を農地以外の目的で利用することを農地転用といいます。農地転用を行う場合、事前に許可が必要です。違反者には罰則があります。転用の内容によっては、許可できないものや許可が必要ないものもありますので、農業委員会へご相談ください。

【転用の例】

- ・住宅、倉庫、畜舎などを建てる
- ・太陽光パネル、工事現場事務所などを設置する
- ・植林する

※3年未満の転用は、一時転用許可になります

＜お問い合わせ先＞
さつま町農業委員会 農地係
電話：(0996)26-1836
窓口：本庁別館1階

社会教育課 薩摩教育係から

案内 B & G海洋センター
プール監視補助員を募集

【勤務期間】 7月13日(土)～8月31日(土)

【対象者】 高校生以上の健康な方

【募集人員】 5人

【勤務内容】 プール監視、窓口業務など

【申込方法】

高校生は直接、それ以外の方はハローワーク紹介状を受理の上、6月27日(木)までにお申し込みください。



＜申し込み・お問い合わせ先＞
さつま町教育委員会
社会教育課 薩摩教育係
電話：(0996)57-0970
窓口：薩摩農村環境改善センター

ほけん福祉課 保険係から

健診 お口元気歯ッピー健診を受けよう ～対象者は無料です～

鹿児島県後期高齢者医療広域連合では、今年度76歳、78歳、80歳の誕生日を迎える後期高齢者医療の被保険者を対象に、口腔健診(お口元気歯ッピー健診)を実施しています。

対象者には6月初めに受診券(オレンジ色の封筒)を送付しています。健診を受けるときは、あらかじめ県内の歯科医療機関へ問い合わせを行い予約の上、ご受診ください。

【目的】

高齢期になると知らず知らずのうちに飲み込みの機能が低下し、窒息や肺炎の原因となります。口腔機能の低下を未然に防ぐことで、いつまでも健康で、おいしく食べていただくための健診です。

【健診期間】

令和7年1月31日(金)まで

○受診回数 健診期間内で1回

○健診料 無料

※受診券を紛失した方は、受診券を再発行しますので、お問い合わせ先までご連絡ください。

【対象者】

今年度76歳、78歳、80歳の誕生日を迎える方
※昭和19年4月1日～昭和20年3月31日生まれ、
昭和21年4月1日～昭和22年3月31日生まれ、
昭和23年4月1日～昭和24年3月31日生まれの
被保険者



＜お問い合わせ先＞
○県後期高齢者医療広域連合
業務課 保健事業班
電話：099-206-1329

募 集

町営住宅などの入居者を募集します

<町営住宅 9戸>

団地名	地区	戸数	号数	構 造	建設年度	家 賃		間取り	備 考
						一般階層(円)	裁量階層(円以下)		
北 原	久富木	2	3・4	木造2階	S60	13,900～20,700	23,700・27,300	6・6・6	3DK・浄化槽
観月台	宮之城屋地	2	3	木造2階	H8	21,100～31,400	35,900・41,500	8・6・6	3DK・浄化槽
			9	木造平屋	H7	19,200～28,600	32,700・37,700	8・6・6	3DK・浄化槽
宮之城東谷	宮之城屋地	2	2	木造平屋	H17	19,000～28,300	32,400・37,300	6・洋	2LDK・浄化槽
			8			15,700～23,400	26,800・30,900	6・洋	2DK・浄化槽
平川	平川	1	4	耐火2階	H12	15,400～22,900	26,100・30,200	6・6・4.5	3LDK・浄化槽
向川	求名	304	1	耐火3階	S63	20,200～30,100	34,500・39,800	6・6・洋	3DK・浄化槽
岩之上	紫尾	1	10	耐火2階	S58	14,600～21,800	24,900・28,700	6・6・4.5	3DK・浄化槽

<シルバーハウジング住宅 1戸>

団地名	地区	戸数	号数	構 造	建設年度	家 賃		間取り	備 考
						一般階層(円)	裁量階層(円以下)		
宮之城東谷	宮之城屋地	1	16	木造平屋	H17	15,500～23,100	26,400・30,500	6・洋	2DK・浄化槽

<特定公共賃貸住宅 2戸>

団地名	地区	戸数	号数	構 造	建設年度	家 賃	間取り	備 考
つるだ駅 ニュータウン	鶴田	2	11・12	木造平屋	H11	45,000	6・6・洋	3LDK・浄化槽

【募集期間】

6月7日(金)～6月18日(火)
※午前8時30分～午後5時15分(平日のみ)

【抽選会・入居説明会】

- 日時 6月20日(木) 午前9時～
○場所 役場本庁2階会議室 2-A
- ・申込者が多数の場合は公開抽選を行います
 - ・遅刻や欠席の場合、抽選の権利がなくなりますので必ず出席してください(代理可)
 - ・抽選会終了後、入居説明会を開催します

【入居予定日】

7月26日(金)
※入居予定日から10日以内に必ず入居すること

【その他】

- ・最低限度の原状回復を行っていますが、新築(賃貸)住宅のような状態ではないことをご了承ください
- ・共益費などの負担があります
- ・今回の募集以外に随時募集中の住宅もあります

<申し込み・お問い合わせ先>
さつま町役場 建設課 建築係
電話:(0996)26-1829
窓口:本庁2階6番

募集

『甫立原農園』入園者募集！ ～土・水・自然とふれあいませんか～

町では、「農業体験をしてみたい」、「家庭菜園に興味はあるけど場所がない」といった方々を対象に、『甫立原農園』を開設しています。おいしい季節の野菜を作って味わってみませんか。

【貸付農園】

- ①所在地：甫立原(さつま町虎居 2999 番地2)
- ②募集区画数：14 区画
- ③1区画面積：30 m² (5m×6m)
- ④貸付料金：1 区画 3,000 円/年
(年度途中からの場合は、月割り計算)
- ⑤その他：かんがい用水施設あり

※全区画数は 26 区画(780 m²)ありますが、空き区画は6月1日現在で 14 区画です

【貸付期間】

農園を借りた日から令和7年3月 31 日(月)まで
※翌年度以降も継続して借りる場合は、年度初めに再契約します

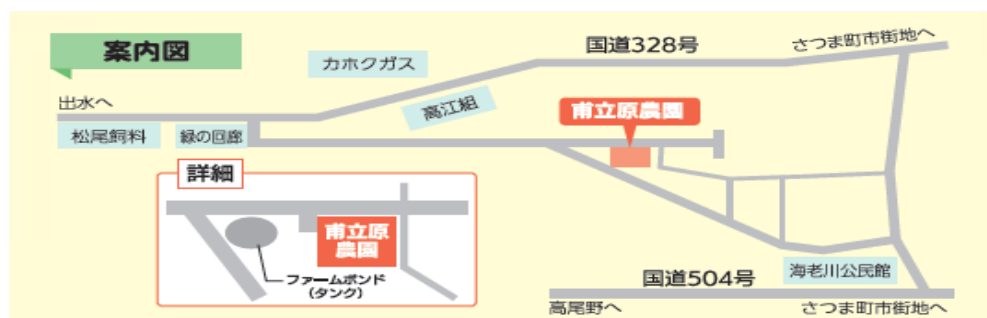
【貸付条件】

- ・営利を目的とした作物の栽培はできません
- ・各種農具(くわ・かまなど)は、利用者で準備してください
- ・契約書の記載事項を守ってください

【申込方法】

- ・農林課にある入園申込書に必要事項を記入し、ご提出ください
- ・貸付は、申し込みの先着順となります

＜申し込み・お問い合わせ先＞
さつま町役場 農林課 耕地係
電話：(0996)24-8948
窓口：本庁別館1階



注意

熱中症に注意しましょう！

町内では、昨年 31 人が熱中症(疑い含む)で救急搬送され、そのうち 21 人が 65 歳以上の方でした。高齢者は、暑さや水分不足に対する感覚機能と暑さに対する体の調整機能が低下しているため、注意が必要です。梅雨の晴れ間、梅雨明けなど、体が暑さに慣れていない状態で気温が上昇するときは特に危険です。

- ・水分をこまめに、塩分をほどよくとりましょう
- ・バランスの良い食事や十分な睡眠をとり、丈夫な体を作りましょう
- ・扇風機やエアコンを使って室温調整を心掛けましょう



厚生労働省
熱中症予防



＜お問い合わせ先＞
さつま町役場 警防課 救急係
電話：(0996)52-0119
窓口：町消防本部

案 内 里親になってみませんか？ ～里親制度の説明会を開催します～

子どもが明るく健やかに成長していくためには、温かい家庭が大切です。

県では、子どもの養育に理解と熱意、そして豊かな愛情をお持ちの方を里親として登録し、保護の必要な子どもの養育をお願いしています。

【里親制度とは？】

様々な事情で家庭での養育を受けられない子どもたちがいます。里親制度は、そのような子どもたちを家庭に迎え入れ、子どもの健やかな育ちを応援する制度です。

○いろいろな里親のかたち

・**養育里親**…自分の家庭で暮らすことのできない子どもを家族の一員として迎え入れ、養育していただく里親です。

・**養子縁組里親**…養子縁組により養親となることを希望する方に、養子縁組が成立するまで子どもを養育していただく里親です。

※ほかにも、専門里親、親族里親などがあります。

【里親になるためには？】

研修を受講して里親登録に申し込みをするなどの手続きが必要です。

■里親制度説明会を開催します

参加の申し込み手続きは不要です。直接会場にお越しください。

【日 時】 6月14日(金)
午後6時～



【場 所】 宮之城ひまわり館
いきいき学習室



【内 容】 里親制度概要の説明
個別相談(希望者のみ)



＜お問い合わせ先＞

○北部児童相談所

電話：(0996)21-3150

○児童養護施設 大村報徳学園

電話：(0996)55-0034

案 内 6月16日から22日はハンセン病問題を正しく理解する週間です

6月16日から22日は、「ハンセン病問題を正しく理解する週間」です。

ハンセン病は、らい菌によって起こる感染症で、遺伝病ではありません。感染力は弱く、非常にうつりにくく、早期発見・治療により短期間で完治する病気です。しかし、誤った隔離政策で、本人だけでなくその家族も偏見や差別を受け、多くの方々のかけがえのない人生が奪われました。病気が治っても家族の元へ帰れず、社会復帰が難しい状況にあり、今もなお、多くの方々が療養所での生活を余儀なくされています。

長い間、偏見や差別に苦しめられたハンセン病であった方々や家族が、平穏に安心して生活できる地域づくりのために、また、二度とこのような悲しい歴史を繰り返さないために、私たち一人ひとりがハンセン病問題とは何かを正しく理解することが大切です。

【元患者のご家族へ補償金を支給します】

令和元年11月にハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律が施行され、対象となるハンセン病元患者の家族に補償金を支給しています。

○**申 請 先** 厚生労働省補償金担当窓口
電話：03-3595-2262 ※平日10～16時

○**申請期限** 11月21日(木)

＜お問い合わせ先＞

県庁保健福祉部 健康増進課

(ハンセン病問題対策窓口)

電話：099-286-2720



広報さつま

— ひと・まち・自然 みんなで紡ぐ さつま町 —

令和6年6月6日：第4版

【お知らせ版】

発行：さつま町役場 総務課 秘書広報係

電話：(0996)24-8919

農林課 農政係から

案 内 狩猟免許取得で鳥獣被害を減らしましょう



狩猟免許取得

■令和6年度狩猟免許試験

【試験区分】

①銃猟

第1種…装薬銃及び空気銃

第2種…空気銃

②わな猟

…くくりわな、箱わな、箱おとし、囲いわな

③網猟

…むそう網、はり網、つき網、なげ網

※①は20歳以上、②、③は18歳以上

【日 時】 7月28日（日）午前9時から

【場 所】 北薩地域振興局 本庁舎

【申込期限】 7月5日（金）

【申込方法】

次の①～⑤を用意し、各地区の猟友会を通じてお申し込みください。

①狩猟免許申請書（各地区の猟友会長または県ホームページから入手）

②医師の診断書（所定の様式あり）

③顔写真 1枚（縦3cm×横2.4cm）6か月以内に撮影

④書類発送用 84円切手 1枚

⑤料金（県収入証紙代金） 5,200円

※すでに免許を持ち、異なる狩猟免許を取得予定の一部免除者は3,900円

狩猟免許試験実施に向け、鹿児島県猟友会が支部ごとに講習会を行います。町鳥獣被害防止対策協議会では、講習受講料の助成を行っていますので、ご活用ください。

■令和6年度狩猟免許取得初心者講習会

【日 時】 7月21日（日）

午前9時～午後3時30分

【場 所】 薩摩川内市役所東郷支所入口正面

【申込期限】 7月5日（金）

【内 容】 関係法令、鳥獣の保護管理に関する知識、鳥獣の判別、猟具の取り扱い、模擬試験 など

【申込方法】 受講申込書に受講料1万円（テキスト代、弁当代含む）を添えて、各地区の猟友会長に、お申し込みください。受講申込書は猟友会長が持っています。

【その他】 当日欠席の場合、受講料の払い戻しはできません。

＜申し込み先・各地区猟友会長＞

・宮之城地区：(0996)53-1968

・鶴田地区：(0996)59-2385

・薩摩地区：(0996)58-0506

■狩猟免許取得講習受講料の助成

【助成内容】

狩猟免許を取得する際の講習受講料

（上限1万円 ※予算の範囲内）

【対 象 者】

町内に居住する方で、狩猟免許取得にあたり有害鳥獣捕獲に従事する目的で講習会に参加すると認められた方

【申請時期】

受講後速やかに申請書を提出してください。

【申請時に必要な書類】

受講領収書の写し

＜申し込み・お問い合わせ先＞

さつま町役場

農林課 農政係

電話：(0996)24-8942

窓口：本庁別館1階

案 内

児童手当制度のご案内 ～所得に応じて児童手当等が支給されます～

児童を養育している方の所得に応じて児童手当等が支給されます。支給対象者は、町内居住で中学校修了前(15歳到達後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方です。

※令和6年10月から児童手当の制度が拡充されます。詳細については改めてお知らせします。

【所得制限】所得制限限度額は、申請者の前年の収入から給与所得控除、医療費等の控除、社会保険料相当額(一律80,000円)を控除した額です。

扶養親族等の数	① 所得制限限度額	② 所得上限限度額
0人	622万円	858万円
1人	660万円	896万円
2人	698万円	934万円
3人	736万円	972万円
4人	774万円	1,010万円
5人	812万円	1,048万円



※表②以上の場合、児童手当等は支給されません。

※児童手当等が支給されなくなった後に所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出が必要です。

【1人あたりの支給月額】

■養育者の所得が表①未満の場合

- ・3歳未満:15,000円
- ・3歳以上小学校修了前:10,000円
(第3子以降は15,000円)
- ・中学生:10,000円
- ※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます

■養育者の所得が①以上②未満の場合

一律5,000円を支給(特例給付)

【改めて認定請求をする場合の必要書類】

- ・厚生年金、共済組合に加入されている方は、申請者の健康保険証の写しまたは年金加入証明
- ・申請者と配偶者の個人番号が分かるものと顔写真付きの本人確認書類
- ・申請者名義の金融機関の通帳またはキャッシュカードの写し
- ※その他、必要に応じて提出書類があります

【支給開始】

児童手当は、原則、申請月の翌月分から支給されます。ただし、誕生日や転出予定日(異動日)が月末に近い場合、申請が翌月になっても異動日の翌日から15日以内の申請であれば申請月から支給します。申請が遅れると、遅れた月分の手当を受けられなくなることがありますのでご注意ください。

【支給時期】

- ・6月12日(水)……………2月～5月分
- ・10月11日(金)……………6月～9月分

【現況届】

児童の養育状況等に変更がなければ、次に該当する方を除き、現況届の提出は不要です。現況届が必要な方は6月中に提出してください。

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が本町と異なる方
- ・支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居している方
- ・その他、町から提出の案内があった方(児童と別居している場合など)

※期限内に提出がない場合、支給を差止めることがありますので、ご注意ください

【届出が必要です】

次の変更事項があった方は、届出が必要です。

- ・児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ・受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき(他の市町村や海外への転出を含む)
- ・受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ・一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ・受給者の加入する年金が変わったとき(社保、国保、公務員になったなど)
- ・国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

＜お問い合わせ先＞

さつま町役場

こども課 こども支援係

電話:(0996)24-8940

窓口:本庁1階5番

補 助

さつま町ゼロカーボン推進事業補助金制度をご活用ください

町では、「持続可能な未来づくりカーボンニュートラルさつま町宣言」に基づき、2050年温室効果ガス排出量「実質ゼロ」を目指すため、脱炭素化に資する設備などの導入に対して補助を行っています。

【補助対象設備等の種類と補助金額】

No.	設備の種類等	単 位	金 額
1	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH等)	1棟	300,000 円上限
2	住宅用太陽光発電システム (※定置用リチウムイオン蓄電池と同時に設置する場合)	1式	1kwあたり 15,000 円で 100,000 円上限
3	ホーム・エネルギー・マネジメント・システム(HEMS)	1台	設置費用の1/2で 50,000 円上限
4	定置用リチウムイオン蓄電池	1台	150,000 円
5	電気自動車(普通自動車)	1台	200,000 円
6	電気自動車(小型・軽自動車)	1台	150,000 円
7	超小型モビリティ	1台	50,000 円
8	ミニカー(電動)	1台	50,000 円
9	電気バイク(側車付二輪自動車)	1台	50,000 円
10	電気バイク(原動機付自転車)	1台	50,000 円
11	V2H充電設備	1台	100,000 円
12	家庭用充電設備(電気自動車対応の設備)	1台	20,000 円

※補助金の交付申請は、予算額の範囲内で受け付け、予算額に達した場合は、受付を終了します。

【補助対象設備等の要件】

住宅太陽光発電システム、HEMS、定置用リチウムイオン蓄電池が「ZEH等」の設備に一体的に含まれる場合は、「ZEH等」の補助となります。

「住宅太陽光発電システムのみの設置」、「キックボード」「ハイブリッド自動車」については、補助対象外となります。

【補助金を受けることができる方】

- ・町内に住民登録のある個人、法人であること
- ・町税等の滞納がないこと

※この他にも補助対象設備等によって条件が異なりますので、町ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください

【申請期間等】

○補助対象設備などを設置または購入した期間
令和5年4月1日から

○申請期限
令和7年3月17日(月)

ゼロカーボン推進事業



【申請方法】

- ①補助対象設備などを設置または購入後に添付書類を添えて申請してください
- ②申請書に必要事項を記入のうえ、補助対象設備ごとに添付書類を添えて、町民環境課環境係まで直接または郵送で提出してください
- ③添付書類は申請書に記載していますので、ご確認ください
- ④申請書は町ホームページでダウンロードできるほか、町民環境課でお受け取りいただけます。

【留意事項】

- ・補助対象機器の種類ごとに1回限りとします。
- ・申請については、町ホームページで詳細をご確認いただくか、問い合わせ先へご連絡ください。

＜申し込み・お問い合わせ先＞
さつま町役場 町民環境課 環境係
電話：(0996)24-8928
窓口：本庁1階1番